

国際弁護士連合会(UIA)冬季セミナーの日本における開催

国際委員会委員 早川 吉尚

1 UIA 冬季セミナーのアジアにおける初の開催

2017年2月26日(日)から3月3日(金)まで、「国際弁護士連合会(Union Internationale des Avocats, UIA)」の第12回「冬季セミナー」が北海道のニセコで開催された。

UIAは、「国際法曹協会(International Bar Association, IBA)」に次ぐ規模を誇る国際的な法曹団体である。東京弁護士会は、かかるUIAの団体会員となっており、2014年以降、毎年、UIAとの共催で国際セミナーを東京で開催してきたが、2017年については、UIAからの要望により、北海道のニセコで開催されることとなった冬季セミナーを後援するということとなった(他に札幌弁護士会、北海道弁護士会連合会も後援した)。

UIAの冬季セミナーは、これまで11回にわたり毎年開催されてきたが、開催地はもっぱら欧州か北米であった(昨年はフランスのシャモニー、一昨年は米国・コロラド州のブリッケンブリッジ)。しかし、近年、UIAにおける日本のプレゼンスが高まる中で、冬季セミナーの日本での開催が検討されるようになり、ついに今年、アジアにおいては初の開催となる第12回冬季セミナーが北海道のニセコにおいて開催されるに至ったのであった。

セミナーの共通テーマは、「Corporate Law and Litigation/Arbitration/Mediation -Recent Developments with an Emphasis on Emerging Markets-」であった。このテーマの下、米国、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャ、スイス、香港、ブラジルといった諸外国から参加者が集まり、わが国からも東京・札幌からの5名の参加者から4つの報告がなされた(なお、ウクライナ、ナイジェリアの参加者も予定されていたが、入国ビザの取得が間に合わない等の理由により、直前に参加が適わなくなった)。

2 セミナーにおける報告と議論

セミナーは、2月26日(日)夕方のウェルカム・レセプションに始まり、2月27日(月)から3月3日(金)までの間、以下のように開催された。全体として、前半3日間に



会社法関連の報告・議論が、後半3日間に紛争解決関連の報告・議論がなされるようにプログラムが組まれている(なお、中間の3月1日(水)には双方の報告・議論がなされている)。

まず、2月27日(月)においては、「Chances and Risks relating to Cross-Border Investments/Transactions with an Emphasis on Emerging Markets」という共通題目の下、ギリシャから、EU非加盟の東欧諸国における投資に関連する法制度と実態に関する報告がなされた。また、日本からは、海外から日本へ投資する際に留意すべき事項につき、日本の法制度や将来の課題とともに紹介がなされた。さらに、トランプ大統領の就任後、様々な貿易投資に関する既存の法制度・環境の変更やそれにとまなう混乱が予想される米国について、投資リスクの高さでは「Emerging Market」と化してしまったという皮肉の効いた位置づけの下、大統領選の背後にあった米国における環境変化や今後生じ得る様々なリスクに関し、米国から報告がなされた。

2月28日(火)には、「Establishment and Operation of Subsidiaries in Local Markets」という共通題目の下、スイスから、同国における取締役の責任の厳格化、外国会社がスイスに子会社を設立した場合に名目的に現地の取締役に名を連ねることの危険性やその実例についての報告がなされた(EU加盟国の参加者からは、同様の傾向が欧州全体で見受けられる旨のコメントも加えられた)。次に、フランスとドイツからは、同国における近時のコンプライアンスの厳格

化や関連法制度の変化についての報告がなされた。さらに、香港から、国際M&Aの結果として生まれた中国企業と欧米企業が連合する企業グループにおいて、コープレート・ガバナンスを共有させることの困難性について、事例を交えた紹介がなされた。また、ブラジルからは、同国の新しい競争法やその下での摘発例に関する報告がなされた。

3月1日（水）には、腐敗行為防止法制に関する特集が生まれ、"Chances and Risks of Internal Investigations within Companies in the Context of Alleged Illegal Acts or Omissions" といった共通題目の下、まず、ブラジルから、同国の新しい腐敗行為防止法の紹介と近時の摘発例、法制度の限界と課題に関して報告がなされた。次に、英国から、同国の腐敗行為防止法の近時の運用について、事例の紹介を交えて説明がなされた。さらに日本からは、腐敗行為防止法の運用と同法に違反しないために企業グループ内で共有されるべきガイドラインの策定について報告がなされた。また、香港からは、中国における腐敗行為防止法の近時の運用に関して、競争法とも関連させて報告がなされた。

他方、同日から紛争解決に関する報告・議論も始まることとなった。これに関しては、"Brexit and its Influence to Litigation in particular in Asia" といった共通題目の下、英国がEU離脱に至った背景、EU離脱を実現するために必要な膨大な法的手当ての分析、そして、特にアジア諸国との関係で英国のEU離脱が与える影響につき、投資保護協定や紛争解決方法への影響も含めて、離脱する側の英国、そして、離脱される側のイタリアから、それぞれ報告がなされた。

3月2日（木）には、"Judicial Powers in Comparative Perspective" という共通題目の下に紛争解決に関する報告・議論が行われた。まずは日本から、Emerging Marketsの裁判制度に公平性・公正性が期待できないことが少なくないことを前提に、国際仲裁が機能していること、そして、相手方が国家である場合には投資協定仲裁が機能を発揮していることにつき、事例の紹介を交えて報告がなされ、加えて、投資保護協定の利用を見据えた第三国での投資ベースの設定、仲裁人の選定の際の戦略についても説明がなされた。また、国家間紛争においても弁護士の関与が必要とされること、やはり日本から、調査捕鯨の条約違反性を巡ってオーストラリアと日本で争われたケースにつき紹介がなされるとともに、事前に行われるべきであった法的分析・準備の欠如についての分析が示された。さらに、米国からは仲裁判断の執行の際にこれを阻む可能性がある米国内の法理とこれを扱っ

た判例の紹介がなされ、スペインからはEUにおける国際裁判管轄・準拠法に関する最新の状況の報告がなされた。また、米国から、中国のアフリカ諸国への積極的な投資状況と紛争解決に関する報告もなされた。

最終日の3月3日（金）には、前日から続く共通題目の下、米国から、近時において米国の証券業界を震撼させた競争法違反に基づく巨大なクラス・アクションと和解に向けた動きにつき、報告がなされた。また、英国から、国際ビジネス紛争の新たな解決手段としての国際調停を成功させるためのポイントにつき、豊富な経験を交えた報告がなされた。

いずれの報告についても、報告時間以上に議論のための時間が設定され、実際にも活発な質疑が各報告の後に行われた。逆に言えば、報告時間ができるだけ短くなるように、効率的に報告することが各報告者に厳しく求められ、様々なバックグラウンドの参加者との議論の方に重点が置かれていたといえる。

3 UIA 冬季セミナーの特徴

以上のように、UIA 冬季セミナーの内容を紹介してきたが、そこに他の同種のセミナーには見受けられない特徴を幾つか見出すことができる。すなわち、報告よりも議論に重点が置かれており、1週間という長きにわたって開催され、毎年スキーリゾートで開催されるといった点である。

まず、スキーリゾートで開催されることには明確な目的がある。すなわち、参加者は、報告・議論を通じて法的な研鑽を積むだけではなく、様々な国々からの参加者とともにスキーやスノーボードを楽しむのである。そのために、同セミナーにおいては、朝の8時から午前のセッションが始まる（朝食も会議室の一部にビュッフェ・スタイルで用意され、参加者は7時半前後には会議室に集まって朝食を済ませる）。その後、10時半に午前のセッションが終了し、休憩となる。驚くべきは、この休憩が午後5時まで続くことである。そし



て5時から午後のセッションが開始され、夜の8時まで続くことになる（その後、参加者の多くは一緒に夕食に出かけるため、実質的な終了は11時過ぎとなる）。

一日5時間半のセッション時間を確保しながら（10時開始で4時半終了、1時間の昼食休憩ありのセミナーと実は同じ長さである）、5時間半ほどのスキーの時間も確保する。しかも、朝食も、（自主的ではあるが）夕食も、そして、（やはり自主的ではあるが）スキーの時間も、参加者は一緒に行動し、これが5日間続くのである。日曜日の夕方のウェルカム・レセプションで出会って、5日間これを繰り返し、金曜日の夜の Gala Dinner を経て、ホテルをチェックアウトする土曜日の朝を迎えると、参加者がみな一つの家族のようになっているということについては、容易に想像がつくであろう。

さらに、議論に重点が置かれていることも、こうした参加者間の交流を促進させる。報告された内容の幾つかのポイントを巡って鋭い質問がなされ、それに対して回答する中で、報告者が無意識に省略していた（外部者からは必ずしもわからない）重要なポイントが追加的な情報として示される。また、参加者からの新たな視点に基づく新たな分析が示されると、報告者が無意識に混同していた複数の問題の関係性が明らかになり、その問題への理解がさらに深まる。既に家族のように仲良くなっているため、面子を保つための無理な反論や言い訳などがなされることは極めて少ない。

このように見てくると、かかるUIA冬季セミナーの上記のような特徴は、実は周到にその効果を狙って設定されたものであることがわかってくる。

4 わが国の「研修」に関する伝統的なイメージの問題性

ところで、以上のようにUIA冬季セミナーの内容や特徴を説明したとき、わが国の弁護士の一部から、同セミナーが真面目さに欠けるかのような指摘を受けたことがあった。しかし、そのことは逆に、わが国の弁護士が伝統的に有していたセミナーや研修会に対するイメージを明らかにしてくれるように思え、以下、若干の考察を加えたい。

第一に、そうした指摘に代表されるわが国の「研修」に対する伝統的なイメージは、決められた時間の間、会場の机の前に行儀よく座って、一方的になされる報告内容を一所懸命に聞き、ノートにとるといったものであるように思われる。それは確かに、知識の効率的な吸収という観点からは、一つの優れた手法であったかもしれない。

しかし、例えば、（筆者は大学で20年以上教鞭を執っている者でもあるが）現代における大学教育においては、そのような手法はもはや古いものと評価されるようになってきている。現代の大学の教育現場では、教員と学生の間で質疑応答を繰り返しながら講義を進行させるような手法（ソクラテス・メソッド）、学生を2つのグループに分けて討論を行わせるような手法（ディベート）、学生を少人数のグループに分けてその内部で議論や作業をさせる手法（グループワーク）、レポートを頻繁に提出させてその都度に添削を行う手法、多くの学生の前でプレゼンテーションをさせてその出来をみなで評価していく手法など、様々な教育手法が採られるようになっている。

議論を主体にしたUIA冬季セミナーでは、各国の最先端の知見を知ることができるだけでなく、国際的な状況での法的な議論のやり方そのものを学ぶことができる。極めてわかりやすく自らの疑問や意見を提示する者もいれば、何がポイントなのか判然としない者もいる。それは報告の手法についても一緒であり、どのようにスライドを用意すれば皆の興味を引き、ポイントをわかりやすく伝えられるか、実際の現場でトレーニングを積むことができるのである。

また、議論は結局のところ、ゲレンデにおいてリフトやゴンドラを待つ、あるいは、それらに乗っている間も参加者間で続いている。行儀よくセミナー会場で座って聞くことだけが勉強ではない。よりフランクな雰囲気の中で、意見を戦わせることも同じく勉強なのであり、美しいスキーリゾートはそのためにはうってつけの場所なのである。

さらに、この種のセミナーに出席するもう一つの目的、すなわち、ネットワーキングの観点からも、UIA冬季セミナーは優れている。大量の人々で混雑する休憩時間のセミナー会場で名刺交換するだけでは、残念ながら真のネットワーキングはできない。自らの法的な知識、能力、人間性を十分な時間をかけて様々な角度から試されてこそ、はじめて他者からの信頼を得ることができる。そのために、豊富な議論の時間を設け、かつ、一緒にゲレンデで過ごす時間も設けることで、相互にネットワーキングをせざるを得ない状況を構築しているのである。休憩時間に多くの人々を自らに引き付けるだけの会話を有する特殊な者であれば別段、そのような者でなくても制度的にネットワーキングが可能のように設計されているのである。

本会会員におかれては、英語力の向上をも含めた上記の観点から、是非、この種のセミナーや類似イベントに積極的に参加し、真の研鑽を積んでいただきたく願う次第である。